

福岡県公報

平成 29 年 3 月 31 日
第 3 8 8 0 号

目 次

告 示 (第237号 - 第284号)

| | | |
|---|----------|---|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 | (砂 防 課) | 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 | (砂 防 課) | 5 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂 防 課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 5 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定 | (保護・援護課) | 6 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 | (保護・援護課) | 6 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 6 |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定 | (保護・援護課) | 7 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 | (保護・援護課) | 7 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 | (保護・援護課) | 8 |
| ○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法 | (道路維持課) | 8 |
| ○車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定 | (道路維持課) | 9 |

| | | |
|---|-----------|----|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 9 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 9 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 10 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 10 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 10 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 10 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 11 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 11 |
| ○入会林野整備計画の認可申請の適否決定 | (林業振興課) | 11 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 11 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 12 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 12 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 12 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 12 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 13 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 13 |
| ○農業振興地域の区域の変更 | (水田農業振興課) | 13 |
| ○車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定 | (道路維持課) | 13 |
| ○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法 | (道路維持課) | 14 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (下水道課) | 14 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 15 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 15 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 15 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 15 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 15 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 16 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (下水道課) | 16 |
| ○生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | 17 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 | (保護・援護課) | 17 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 | (保護・援護課) | 17 |
| ○救急病院(等)の認定 | (医療指導課) | 18 |

| | | |
|---------------------|---------|---------|
| ○救急病院（等）でなくなった病院（等） | （医療指導課） | ……………19 |
| ○救急病院（等）でなくなった病院（等） | （医療指導課） | ……………19 |
| ○救急病院（等）でなくなった病院（等） | （医療指導課） | ……………19 |
| ○救急病院（等）でなくなった病院（等） | （医療指導課） | ……………19 |

公 告

| | | |
|--------------------------------|------------|---------|
| ○福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金の承認 | （文化振興課） | ……………19 |
| ○競争入札参加者の資格等 | （総務事務厚生課） | ……………20 |
| ○一般競争入札の実施 | （警察本部会計課） | ……………21 |
| ○福岡県青少年科学館の利用料金の承認 | （教育庁社会教育課） | ……………23 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | （中小企業振興課） | ……………24 |
| ○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 | （公園街路課） | ……………25 |
| ○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 | （公園街路課） | ……………25 |
| ○大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく届出 | （中小企業振興課） | ……………26 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 | （中小企業振興課） | ……………26 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | （都市計画課） | ……………26 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | （農村森林整備課） | ……………27 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 | （廃棄物対策課） | ……………27 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | （都市計画課） | ……………28 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | （都市計画課） | ……………28 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | （都市計画課） | ……………28 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | （都市計画課） | ……………29 |
| ○公共測量の実施 | （県土整備総務課） | ……………29 |
| ○公共測量の実施 | （県土整備総務課） | ……………29 |
| ○一般競争入札の実施 | （漁業管理課） | ……………29 |
| ○大根川水系に係る河川整備基本方針 | （河 川 課） | ……………32 |

選挙管理委員会

| | | |
|--|----------|---------|
| ○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | （市町村支援課） | ……………32 |
| ○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | （市町村支援課） | ……………32 |
| ○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | （市町村支援課） | ……………33 |

公安委員会

| | | |
|-----------------------------------|-------------|---------|
| ○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | （警察本部交通規制課） | ……………33 |
| ○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 | （警察本部警務課） | ……………35 |
| ○意見公募の結果の公示 | （警察本部交通規制課） | ……………36 |
| ○少年指導委員の委嘱について | （警察本部少年課） | ……………36 |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | （警察本部生活保安課） | ……………38 |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施 | （警察本部生活保安課） | ……………41 |
| ○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催 | （警察本部生活保安課） | ……………43 |
| ○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催 | （警察本部生活保安課） | ……………43 |
| ○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課） | | ……………44 |
| ○年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）の開催 | （警察本部生活保安課） | ……………45 |

雑 報

| | | |
|---|------------|---------|
| ○審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び報告の公表 | （教育庁社会教育課） | ……………45 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | （財 政 課） | ……………46 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | （財 政 課） | ……………46 |

| | | |
|---|----------|----|
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 47 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 47 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 48 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 49 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 49 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 50 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 50 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 51 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 51 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 52 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 52 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 53 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 54 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 54 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 55 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 55 |
| ○西日本宝くじの発売条件等 | (財政課) | 56 |
| ○審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 | (環境保全課) | 56 |
| ○審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 | (環境保全課) | 56 |
| ○保育士資格取得特例等による筆記試験及び実技試験の全部を免除する者の受検申請受付の実施 | (子育て支援課) | 57 |
| 正 誤 | | |
| ○道路の区域の変更(平成20年1月福岡県告示第41号)中正誤 | | 58 |
| ○道路の区域の変更(平成20年3月福岡県告示第545号)中正誤 | | 58 |
| ○道路の区域の変更(平成21年3月福岡県告示第616号)中正誤 | | 58 |
| ○道路の区域の変更(平成23年3月福岡県告示第597号)中正誤 | | 59 |

告 示

福岡県告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--|-------------------|---------------|
| 八女 | 一般国道 | 442号 | 前 | 八女市矢部村北矢部7909番5先から 八女市矢部村北矢部9260番2先まで | 4.7 ～ 11.7 | 1,522.9 |
| | | | 前 | 八女市矢部村北矢部7909番5先から 八女市矢部村北矢部9260番2先まで | 10.0 ～ 36.0 | 1,002.0 |
| | | | 後 | 八女市矢部村北矢部7908番1先から 八女市矢部村北矢部7922番2先まで | 4.8 ～ 11.7 | 1,122.8 |
| | | | 後 | 八女市矢部村北矢部7908番1先から 八女市矢部村北矢部9260番2先まで | 10.0 ～ 36.0 | 1,002.0 |

福岡県告示第238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--|-------------------|---------------|
| 八女 | 県道 | 八 女 小 国 線 | 前 | 八女市黒木町北大淵798番3先から 八女市矢部村北矢部12545番1先まで | 3.4 ～ 109.5 | 1753.4 |
| | | | 前 | 八女市黒木町北大淵798番3先から 八女市矢部村北矢部12545番1先まで | 9.0 ～ 47.0 | 238.0 |
| | | | 後 | 八女市黒木町北大淵798番3先から 八女市矢部村北矢部12545番1先まで | 9.0 ～ 47.0 | 238.0 |

福岡県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|-----|-------|---------------------------------------|------------------|---------------|----------------------|
| | | | 前 | 八女市立花町原島147番2先から 八女市立花町山崎1889番1先まで | 6.6 ～ 18.0 | 113.7 | うち一般国道3号重用延長29.5メートル |

| | | | | | | | |
|-----|----|--------------|---|---------------------------------------|------------------|-------|----------------------|
| 八 女 | 県道 | 湯辺田 瀬 高 線 | 前 | 八女市立花町原島147番2先から 八女市立花町山崎1889番1先まで | 7.3 ～ 21.8 | 126.6 | うち一般国道3号重用延長62.5メートル |
| | | | 後 | 八女市立花町原島147番2先から 八女市立花町山崎1889番1先まで | 7.3 ～ 21.8 | 126.6 | うち一般国道3号重用延長62.5メートル |

福岡県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|--------------------------------------|------------------|---------------|
| 八女 | 一般国道 | 442号 | 前 | 八女市矢部村矢部492番4先から 八女市矢部村矢部398番1先まで | 7.4 ～ 14.0 | 307.0 |
| | | | 前 | 八女市矢部村矢部564番1先から 八女市矢部村矢部105番先まで | 7.5 ～ 25.0 | 965.0 |
| | | | 後 | 八女市矢部村矢部564番1先から 八女市矢部村矢部105番先まで | 7.5 ～ 25.0 | 965.0 |

福岡県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成29年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------------------|---------------------|
| 残田川 | 福岡市東区大字弘（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成29年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 残田川 | 福岡市東区大字弘（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 | 別紙図面1に記載する表のとおり |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------------------|---------------------|
| 残田川 | 福岡市東区弘（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流 |

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|----------|-------|----------------------------------|-------------------|--------------|
| 直方 | 県道 | 室木下有木若宮線 | 前 | 宮若市四郎丸658番2先から 宮若市芹田414番1先まで | 9.0 ～ 64.0 | 1,703.0 |
| | | | 前 | 宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田414番1先まで | 14.9 ～ 75.0 | 1,060.0 |
| | | | 後 | 宮若市四郎丸658番2先から 宮若市芹田414番5先まで | 9.0 ～ 64.0 | 1,703.0 |
| | | | 後 | 宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田414番5先まで | 14.9 ～ 75.0 | 1,060.0 |

福岡県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------------------|-----------------------------------|
| 直方 | 室木 下有木 若宮線 | 宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田344番19先まで |

福岡県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|-----------|-------------------|----------|
| 福津生60 | 福津内科クリニック | 福津市中央四丁目20番17号 | H 29・2・1 |
| 春生174 | こばやし整形外科 | 春日市大字下白水25番地1 | H 29・2・1 |
| 筑紫生163 | 寺本整形外科 | 筑紫野市二日市中央四丁目11番1号 | H 29・2・1 |
| 嘉麻生31 | 愛恵医院 | 嘉麻市鴨生222番地 | H 29・2・1 |

| | | | |
|--------|----------------|-------------------|-----------|
| 大野生歯62 | 医療法人はなだ歯科クリニック | 大野城市白木原一丁目17-4-1F | H 29・2・10 |
| 小生歯60 | ゆきざね歯科医院 | 小郡市二森字辻前1828 | H 29・3・1 |
| 小生歯59 | ことぶき歯科診療所 | 小郡市大板井1181-1 | H 29・3・1 |
| 嘉鞍生歯4 | やよいフラワー歯科医院 | 鞍手郡鞍手町弥生一丁目87番 | H 29・3・1 |
| 小生薬52 | 三国が丘調剤薬局 | 小郡市あすみ一丁目40番 | H 29・3・1 |
| 田生薬91 | 薬心堂薬局 伊田店 | 田川市大字伊田3510-15 | H 29・2・1 |

福岡県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|---------------------|---------------------------|-----------|
| 福津生37 | 福津内科クリニック | 福津市中央四丁目20-17 | H 29・1・31 |
| 春生163 | こばやし整形外科 | 春日市大字下白水25-1 | H 29・1・31 |
| 筑紫生158 | 寺本整形外科 | 筑紫野市二日市中央四丁目11番1号 二日市ビル1階 | H 29・1・31 |
| 嘉麻生12 | 稲築愛恵医院 | 嘉麻市鴨生222 | H 29・1・31 |
| 田生歯38 | 田川口腔衛生センター 歯科診療所 | 田川市大字伊加利1585番地の7 | H 29・1・11 |

| | | | |
|------------|--------|-----------------|------------|
| 田川生薬 43 | 明の方薬局 | 田川郡糸田町 1698 - 1 | H 29・2・9 |
| 嘉麻生薬 9 | 宮武調剤薬局 | 嘉麻市鴨生 222 - 4 | H 28・12・31 |

福岡県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|------------|---------------------|--------------------|------------------------|----------|
| 粕生354 | 医療法人親和会 のぞみクリニック | 医療法人親和会 新宮クリニック | 糟屋郡新宮町大字原上 1574 - 1 | H 28・4・1 |
| 飯生薬 119 | 須堯薬局 | スギョウ薬局 | 飯塚市川津字苅町 359 - 2 | H 29・2・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|------------|------------|----------------------|-----------------------|-----------|
| 筑生薬 35 | ハート薬局 | 筑後市大字上北島 312 - 5 | 筑後市大字上北島坂田 348 - 1 | H 29・1・15 |
| み生薬 13 | しらゆり薬 局 | みやま市瀬高町小川 882 - 1 | みやま市瀬高町小川 873 - 4 | H 29・2・20 |
| 飯生薬 119 | スギョウ薬 局 | 飯塚市川津字苅町 359 - 2 | 飯塚市川津字苅町 371 - 1 | H 29・2・1 |

福岡県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|-------------------|----------------------------------|-----------|
| 大生柔88 | 中野 雄太（こころ整骨院） | 大牟田市大字久福木 284 - 4 | H 29・2・1 |
| 柳生柔29 | 平川 大地（はしもとはり灸整骨院） | 柳川市大和町鷹ノ尾 532 - 23 | H 29・2・27 |
| 南筑後生柔 5 | 古賀 亮次（いちじょう整骨院） | 八女郡広川町大字一條 774 | H 29・3・1 |
| 宗遠生柔26 | 佐々木 周（おんがの町の整骨院） | 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1 - 1 ゆめタウン遠賀 2 F | H 29・2・1 |
| 宗遠生柔27 | 水澤 暢（おんがの町の整骨院） | 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1 - 1 ゆめタウン遠賀 2 F | H 29・2・1 |
| 田川生柔41 | 大石 梨紗（なかし整骨院川崎院） | 田川郡川崎町大字川崎 403 - 10 | H 29・2・1 |
| 大野生はき 10 | 桐生 雄輔（たぐち鍼灸整骨院） | 大野城市下大利一丁目6 - 22 | H 29・2・22 |

福岡県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------|--------------------|-------------------------|-----------|
| 大生柔77 | 元村 惣一郎 (柿園はっぴい整骨院) | 大牟田市柿園町一丁目1-3 柿園ビル2階 | H 29・2・10 |
| 小生柔8 | 佐々木貴司 (やまむら整骨院三国) | 小郡市津古 475 - 1 | H 29・1・31 |
| 福津生柔34 | 池田 康弘 (すまいる整骨院) | 福津市中央六丁目 11 番 5 - 101 号 | H 29・1・5 |
| 糸島地生柔55 | 永井 拓 (ういんぐ整骨院 糸島院) | 糸島市高田二丁目 18 - 20 | H 29・2・1 |
| 粕生柔105 | 深田 大貴 (新宮中央整骨院) | 糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5 - 11 | H 29・2・16 |

福岡県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 氏名（名称）の変更

| 指定番号 | 旧 名 称 | 新 名 称 | 所 在 地 | 変更年月日 |
|-------|--------------|---------------------|-------------------|----------|
| 春生柔30 | 入江 道 (大空整骨院) | 入江 道 (リハビリテーション整骨院) | 春日市宝町三丁目9 宝ビル 105 | H 29・1・1 |

2 住所（所在地）の変更

| 指定番号 | 名 称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|---------------------|-------------------|-----------------|----------|
| 春生柔30 | 入江 道 (リハビリテーション整骨院) | 春日市宝町三丁目9 宝ビル 105 | 春日市伯耆町二丁目55 - 4 | H 29・1・1 |

福岡県告示第252号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

| 県土整備事務所名 | 路 線 名 | 区 間 |
|----------|-------------------|--|
| 南 筑 後 | 県 道 一 部 川 線 | 大牟田市八江町42番先から 大牟田市汐屋町6番1先まで |
| 南 筑 後 | 県 道 勝 三 立 川 線 | 大牟田市船津町441番1先から 大牟田市三里町二丁目8番1先まで |
| 南 筑 後 | 県 道 久 留 米 柳 川 線 | 三潞郡大木町大字八町牟田177番1先から 柳川市三橋町柳河590番3先まで |
| 八 女 | 県 道 八 瀬 女 高 線 | 筑後市大字長浜1540番1先から 筑後市大字新溝307番6先まで |
| 北 九 州 | 県 道 内 手 殿 光 線 | 福津市津丸735番4先から 福津市手光1736番7先まで |
| 田 川 | 県 道 田 川 直 方 線 | 田川市大字伊田3444番2先から 田川市大字伊田4342番5先まで |
| 田 川 | 県 道 今 任 原 伊 田 線 | 田川市大字伊田3501番3先から 田川市大字伊田3448番4先まで |
| 直 方 | 県 道 室 下 有 木 若 宮 線 | 宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田344番20先まで |

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方

法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするのためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成29年4月1日

福岡県告示第253号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 区間 |
|----------|-------------------|-----------------------------------|
| 直方県 | 室木線 下有木線 若宮 | 宮若市四郎丸623番38先から 宮若市芹田344番20先まで |

2 道路を指定する期日

平成29年4月1日

福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|---|------------------|--------------|
| 福岡 | 県道 | 湊下府線 | 前 | 糟屋郡新宮町大字湊255番1先から 糟屋郡新宮町下府三丁目840番10先まで | 6.1 ～ 27.5 | 1,469.6 |
| | | | 前 | 糟屋郡新宮町大字湊255番1先から 糟屋郡新宮町下府三丁目611番2先まで | 6.5 ～ 45.0 | 1,955.0 |
| | | | 後 | 糟屋郡新宮町大字湊255番1先から 糟屋郡新宮町下府三丁目611番2先まで | 6.5 ～ 45.0 | 1,955.0 |

福岡県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--|------------------|---------------|
| 京 築 | 県道 | 寒 田 線 下別府 | 前 | 築上郡築上町大字寒田1716番1先から 築上郡築上町大字寒田431番先まで | 5.5 ～ 9.6 | 333.0 |
| | | | 前 | 築上郡築上町大字寒田1716番1先から 築上郡築上町大字寒田431番先まで | 7.6 ～ 23.4 | 316.0 |
| | | | 後 | 築上郡築上町大字寒田1716番1先から 築上郡築上町大字寒田431番先まで | 7.6 ～ 23.4 | 316.0 |

福岡県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|------------------------------------|------------------|---------------|
| 南筑後 | 県道 | 高 田 線 柳 川 | 前 | 柳川市上宮永町407番6先から 柳川市吉富町55番1先まで | 5.0 ～ 10.4 | 906.6 |
| | | | 後 | 柳川市上宮永町407番6先から 柳川市上宮永町408番3先まで | 8.1 ～ 8.8 | 19.8 |

福岡県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|---------------------|-------|---------------------------------|-------------------|---------------|-------------------------|
| 南筑後 | 県道 | 本 町 新 田 線 大 川 | 前 | 柳川市筑紫町603番2先から 柳川市古賀274番2先まで | 3.5 ～ 28.0 | 903.2 | うち県道大牟田川副線重用延長480.0メートル |
| | | | 前 | 柳川市筑紫町603番2先から 柳川市古賀274番2先まで | 11.2 ～ 32.5 | 510.0 | うち県道大牟田川副線重用延長241.5メートル |
| | | | 後 | 柳川市筑紫町603番2先から 柳川市古賀274番2先まで | 3.5 ～ 28.0 | 903.2 | うち県道大牟田川副線重用延長480.0メートル |

福岡県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|-----|-------|-----|---------------|---------------|----|
|----------|-------|-----|-------|-----|---------------|---------------|----|

| | | | | | | | |
|-----|----|--------------|---|--------------------------------------|-------------------|---------|---|
| 南筑後 | 県道 | 大牟田 川 副 線 | 前 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで | 4.1 ～ 43.0 | 4,499.8 | うち一般 国道208 号重用延 長330.0 メートル |
| | | | 前 | 柳川市大和町永田開177番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで | 14.0 ～ 32.0 | 1,687.1 | |
| | | | 後 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで | 7.2 ～ 54.6 | 5,689.3 | うち一般 国道208 号重用延 長330.0 メートル |

福岡県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------------|-----------|-------------------------------------|
| 南筑後 | 一部 三川線 | 大牟田市八江町23番1先から 大牟田市大字川尻1274番3先まで |

福岡県告示第260号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定に基づき、飯塚市筒野443番地2筒野入会林野整備組合組合長平野敏之から提出のあった福岡県飯塚市筒野入会林野整備計画書について、平成29年3月21日付けで適当であると決定したので、同条第4項の規定により公告し、当該決定に係る入会林

野整備計画書の写しを次のように公衆の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 縦覧期間

平成29年3月31日から同年4月30日まで

2 縦覧場所

飯塚市役所本庁及び庄内支所

福岡県告示第261号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所

田川郡赤村大字赤字黒ニタ1830から1832まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒ニタ1830から1832まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-----------|--|
| 久留米 | 鳥栖線 朝倉 | 三井郡大刀洗町大字富多582番先から 三井郡大刀洗町大字富多734番先まで |

福岡県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|-----|-------|------------------------------------|------------------|--------------|----|
| | | | 前 | 豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字干束260番1先まで | 5.5 ～ 13.0 | 4,104.5 | |

| | | | | | | | |
|----|----|-----------|---|------------------------------------|------------------|---------|------------------------|
| 京築 | 県道 | 犀川線 豊前 | 前 | 豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字干束260番1先まで | 6.7 ～ 35.8 | 4,758.9 | うち一般国道10号重用延長495.6メートル |
| | | | 後 | 豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字干束260番1先まで | 6.6 ～ 35.8 | 5,134.8 | うち一般国道10号重用延長495.6メートル |
| | | | 後 | 豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字干束260番1先まで | 6.7 ～ 35.8 | 4,758.9 | うち一般国道10号重用延長495.6メートル |

福岡県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-----------|-------|-------------------------------------|------------------|--------------|
| 京築 | 県道 | 山内線 吉富 | 前 | 豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方309番先まで | 4.0 ～ 20.2 | 1,047.5 |
| | | | 前 | 豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方309番先まで | 4.4 ～ 30.5 | 1,423.1 |
| | | | 後 | 豊前市大字鬼木160番先から 築上郡上毛町大字緒方309番先まで | 4.4 ～ 30.5 | 1,423.1 |

福岡県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|-----------|-------|--|-------------------|---------------|
| 京築 | 県道 | 犀川線 豊前 | 前 | 京都郡みやこ町犀川帆柱1217番2先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1273番1先まで | 9.0 ～ 22.0 | 63.0 |
| | | | 後 | 京都郡みやこ町犀川帆柱1217番2先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1273番1先まで | 13.0 ～ 46.0 | |

福岡県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|-----|-------|--------------------------------------|------------------|---------------|
| | | | 前 | 久留米市御井町1162番1先から 久留米市御井町2442番3先まで | 6.0 ～ 54.0 | 1,610.0 |

| | | | | | | |
|-----|----|------------|---|--|-------------------|---------|
| 久留米 | 県道 | 久留米 筑後線 | 前 | 久留米市御井旗崎一丁目1313番1先から 久留米市御井町2442番3先まで | 10.8 ～ 67.5 | 1,507.3 |
| | | | 後 | 久留米市御井旗崎一丁目1313番1先から 久留米市御井町2442番3先まで | 10.8 ～ 67.5 | |

福岡県告示第267号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第285号）により指定した北九州農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
北九州地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県八幡農林事務所農山村・農業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第268号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する道路の路線名、区間等

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 区間 |
|----------|-----------|----------------------------------|
| 直方 | 一般国道 200号 | 直方市大字感田2001番4先から直方市津田町1107番3先まで |
| 直方 | 一般国道 200号 | 直方市大字感田1759番1先から直方市大字頓野1113番1先まで |

2 道路を指定する期日

平成29年4月1日

福岡県告示第269号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 区間 |
|----------|-----------|----------------------------------|
| 直方 | 一般国道 200号 | 直方市大字感田2001番4先から直方市津田町1107番3先まで |
| 直方 | 一般国道 200号 | 直方市大字感田1759番1先から直方市大字頓野1113番1先まで |

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する

施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成29年4月1日

福岡県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年12月4日福岡県告示第959号北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月6日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年12月4日福岡県告示第959号の事業地中北九州市小倉北区新高田二丁目、

若松区二島五丁目、若松区二島六丁目地内において各一部を変更する。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|---|------------------|---------------|
| 久留米 | 県道 | 久留米 筑紫野 線 | 前 | 小郡市松崎166番1先から 筑紫野市大字永岡169番 1先まで | 3.5 ～ 26.0 | 12,136.9 |
| | | | 前 | 小郡市松崎166番1先から 筑紫野市大字永岡169番 1先まで | 9.0 ～ 59.0 | 9,420.4 |
| | | | 後 | 筑紫野市大字西小田177 番2先から 筑紫野市大字永岡169番 1先まで | 3.5 ～ 26.0 | 7,574.7 |
| | | | 後 | 小郡市松崎166番1先から 筑紫野市大字永岡169番 1先まで | 9.0 ～ 59.0 | 9,420.4 |

福岡県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------------|---|
| 北九州 | 中間 水 巻 線 | 遠賀郡水巻町頃末南一丁目704番8先から 遠賀郡水巻町頃末南一丁目2537番9先まで |

福岡県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------|--------------|-------|---------------------------------------|------------------|---------------|--|
| 飯塚 | 県道 | 宮小路 中 益 線 | 前 | 嘉麻市馬見448 番先から 嘉麻市中益416 番4先まで | 9.0 ～ 28.7 | 2,269.3 | |
| | | | 前 | 嘉麻市馬見448 番先から 嘉麻市中益416 番4先まで | 8.0 ～ 28.7 | 2,450.7 | うち一般 国道211 号重用延 長1176.7 メートル |
| | | | 後 | 嘉麻市馬見448 番先から 嘉麻市中益416 番4先まで | 8.0 ～ 28.7 | 2,450.7 | うち一般 国道211 号重用延 長1176.7 メートル |

福岡県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|---------------------------------|-------------------|---------------|
| 飯塚 | 一般国道 | 322号 | 前 | 嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市大力531番4先まで | 6.0 ～ 24.0 | 1,657.2 |
| | | | 前 | 嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市大力531番4先まで | 9.6 ～ 21.6 | 1,690.0 |
| | | | 後 | 嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市大力711番5先まで | 6.0 ～ 27.3 | 2,295.5 |
| | | | 後 | 嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市大力711番5先まで | 11.0 ～ 57.6 | 2,310.0 |

福岡県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--|------------------|---------------|
| 南筑後 | 県道 | 大牟田 高 田 線 | 前 | 大牟田市大字岩本1070番1先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで | 6.6 ～ 8.6 | 189.4 |
| | | | 前 | 大牟田市大字岩本1070番1先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで | 7.2 ～ 37.4 | 202.0 |
| | | | 後 | 大牟田市大字岩本1070番1先から 大牟田市大字岩本2195番1先まで | 7.2 ～ 37.4 | 202.0 |

福岡県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日福岡県告示347号久山都市計画下水道事業久山公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
久山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画下水道事業久山公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年12月27日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年3月28日福岡県告示第347号の事業地に同じ。
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|---------|------------|-------------------|----------|--------|
| 粕介薬169 | クレア薬局 志免店 | 糟屋郡志免町片峰一丁目10番10号 | H 29・2・1 | 居管・予居管 |
| 行介薬59 | あおぞら薬局 | 行橋市西宮市五丁目13番12号 | H 29・2・1 | 居管・予居管 |
| 糸島地居104 | 地域ケア こりん神在 | 糸島市神在 1051 - 1 | H 29・2・1 | 認通・予認通 |

福岡県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

| 指定番号 | 名 称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|------|-----|------|------|-------|
|------|-----|------|------|-------|

| | | | | |
|-------|-------------------|--------------------|-----------------------------|-----------|
| 中居63 | 株式会社つくし つくし介護サービス | 中間市大字垣生城丸1008 - 79 | 中間市大字垣生 369 番地2 ルミエール恒生105号 | H 27・11・1 |
| 粕居135 | 株式会社ハートアロー | 糟屋郡新宮町大字下府372 - 3 | 糟屋郡新宮町美咲三丁目3 - 26 | H 27・3・25 |

福岡県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 休止年月日 |
|-------|------------------|---------------|----------|
| 嘉麻支25 | さくら支援ステーション ころの森 | 嘉麻市鴨生 94 - 28 | H 29・4・1 |

2 廃止

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------|--------------------|-------------------|------------|
| 福津介37 | 福津内科クリニック | 福津市中央四丁目 20 - 17 | H 29・1・31 |
| 嘉麻介12 | 稲築愛恵医院 | 嘉麻市鴨生 222 | H 29・1・31 |
| 大居103 | NPO マイラポールハウス（明治町） | 大牟田市明治町三丁目 54 - 1 | H 19・12・31 |
| 大居128 | やまなみ介適訪問 | 大牟田市沖田町 21 | H 26・3・31 |

| | | | |
|-------|-------------------|------------|-----------|
| 飯居56 | ヘルパーステーション みらい | 飯塚市鯉田 2360 | H 29・1・31 |
| 飯支29 | ケアプランセンターみ らい | 飯塚市鯉田 2360 | H 29・1・31 |
| 飯居104 | デイサービスセンター みらい | 飯塚市鯉田 2360 | H 29・1・31 |

福岡県告示第280号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

| 病院の名称 | 所在地 | 有効期間 |
|-----------|-----------------|--------------------------------|
| さくら病院 | 福岡市城南区南片江6-2-32 | 平成28年11月27日から 平成31年11月26日まで |
| 小倉記念病院 | 北九州市小倉北区浅野3-2-1 | 平成28年12月25日から 平成31年12月24日まで |
| 大牟田中央病院 | 大牟田市大木歴木1841 | 平成29年1月1日から 平成31年12月31日まで |
| 福岡山王病院 | 福岡市早良区百道浜3-6-45 | 平成29年3月1日から 平成32年2月29日まで |
| 富田病院 | 久留米市城島町四郎丸261 | 平成29年3月16日から 平成32年3月15日まで |
| 小竹町立病院 | 鞍手郡小竹町大字勝野1191 | |
| 西野病院 | 嘉麻市鴨生532 | |
| 飯塚病院 | 飯塚市芳雄町3-83 | |
| 田主丸中央病院 | 久留米市田主丸町益生田892 | |
| 聖マリア病院 | 久留米市津福本町422 | |
| 楠病院 | 久留米市日吉町115 | |
| 高木病院 | 大川市大字酒見141-11 | |
| 糸島医師会病院 | 糸島市浦志532-1 | |
| 落合脳神経外科医院 | 大牟田市大字吉野2013-1 | |

| | | |
|-----------|--------------------|------------------------------|
| 済生会大牟田病院 | 大牟田市大字田隈810 | |
| 杉循環器科内科病院 | 大牟田市大字田隈950-1 | |
| 福岡徳洲会病院 | 春日市須玖北4-5 | |
| 済生会二日市病院 | 筑紫野市湯町3-13-1 | |
| 香月病院 | 朝倉市下浦715 | |
| 甘木中央病院 | 朝倉市甘木667 | |
| 糸田町立緑ヶ丘病院 | 田川郡糸田町3187 | |
| 篠栗病院 | 糟屋郡篠栗町大字尾仲94 | |
| 公立八女総合病院 | 八女市大字高塚540-2 | |
| 松本病院 | 田川郡川崎町大字川崎1681-1 | |
| 三宅脳神経外科病院 | 飯塚市楽市243-11 | 平成29年3月22日から 平成32年3月21日まで |
| 福岡ゆたか中央病院 | 直方市大字感田523-5 | 平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで |
| 福岡東医療センター | 古賀市千鳥1-1-1 | |
| 社会保険仲原病院 | 粕屋郡志免町別府北2-12-1 | |
| 宗像医師会病院 | 宗像市田熊5-5-3 | |
| 健愛記念病院 | 遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191 | |
| 大牟田天領病院 | 大牟田市天領町1-100 | |
| 朝倉健生病院 | 朝倉市甘木151-4 | |
| 筑後市立病院 | 筑後市大字和泉917-1 | |
| 田川市立病院 | 田川市大字楠1700-2 | |
| 福岡大学筑紫病院 | 筑紫野市俗明院1-1-1 | |
| 川崎町立病院 | 田川郡川崎町大字川崎2430-1 | |
| 内藤病院 | 久留米市西町神浦ノ一1169-1 | |
| 久留米総合病院 | 久留米市櫛原町21 | |
| 九州病院 | 北九州市八幡西区岸の浦1-8-1 | |

| | | |
|-----------|-----------------|------------------------------|
| 福岡脳神経外科病院 | 福岡市南区日佐5-3-15 | 平成29年4月11日から 平成32年4月10日まで |
| 柳川病院 | 柳川市筑紫町29 | 平成29年5月1日から 平成32年4月30日まで |
| 九州労災病院 | 北九州市小倉南区曾根北町1-1 | |

福岡県告示第281号

次に掲げる病院は、平成29年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------------|
| 福岡城南病院 | 福岡市中央区薬院4-6-9 |

福岡県告示第282号

次に掲げる病院は、平成29年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|-------------------|
| ごう脳神経外科クリニック | 筑紫郡那珂川町大字山田1150-1 |

福岡県告示第283号

次に掲げる病院は、平成28年11月26日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|-----------------|
| さくら病院 | 福岡市城南区片江4-16-15 |

福岡県告示第284号

次に掲げる病院は、平成28年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|------------------|
| 広瀬病院 | 福岡市中央区渡辺通1-12-11 |

公 告**公告**

福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成5年福岡県条例第28号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県立あまぎ水の文化村
- 2 位置
朝倉市矢野竹831番地
- 3 利用料金の承認年月日
平成29年3月1日
- 4 利用料金
無料

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

公用パーソナルコンピュータ用プリンタ装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年4月14日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

公用パーソナルコンピュータ用プリンタ装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年5月10日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA |

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2592
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成29年3月31日（金曜日）から平成29年5月9日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成29年5月10日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
平成29年5月11日（木曜日）午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for printers for personal computers that are provided for official use
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on May 10, 2017
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2592)

公告

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例37号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県青少年科学館
- 2 位置
久留米市東櫛原町1713番地
- 3 利用料金の承認年月日
平成29年3月2日
- 4 利用料金

| 区分 | 単位 | プラネタリウム | | 常設展示 | | セット料金 | |
|----|--------|---------|------|------|------|-------|------|
| | | 個人 | 団体 | 個人 | 団体 | 個人 | |
| 金額 | 一般 | 1人1回につき | 600円 | 400円 | 400円 | 300円 | 700円 |
| | 児童・生徒等 | 1人1回につき | 300円 | 200円 | 200円 | 150円 | 350円 |

備考

- 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 4歳未満の幼児は、無料とする。
- 「セット料金」とは、プラネタリウムと常設展示の入場券が1組のものをいう。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年3月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 古賀商業施設

(2) 所在地 古賀市高田土地区画整理事業9街区22画地 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|-----------|------------|-----------------|
| オリックス株式会社 | 代表執行役 井上 亮 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|---------------|------------------|--------------------|
| 株式会社ハローア イ | 代表取締役社長 加治 敬通 | 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 |
| 未定 | - | - |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年11月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,156平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物南側 | 189 |
| 合計 | 189 |

※別途、従業員用等駐車場57台、併設施設94台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|------------|---------|
| 駐輪場① 建物南側 | 41 |
| 駐輪場② 建物南東側 | 17 |
| 駐輪場③ 建物北西側 | 10 |
| 合計 | 68 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|---------------|------------|
| 荷さばき施設① 建物北東側 | 120.0 |

| | |
|---------------|-------|
| 荷さばき施設② 建物北東側 | 32.0 |
| 荷さばき施設③ 建物南側 | 60.0 |
| 合計 | 212.0 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量（立方メートル） |
|------------------|------------|
| 廃棄物等保管施設① 建物内北東側 | 26.97 |
| 廃棄物等保管施設② 建物内東側 | 3.00 |
| 合計 | 29.97 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時00分～午後11時00分
- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前7時30分～午後11時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置 |
|-------|------------------|
| 3箇所 | 敷地北側、敷地南西側、敷地南東側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設No. | 荷さばき可能時間帯 |
|-----------|------------------|
| 荷さばき施設① | 午前6時00分～午後11時00分 |
| 荷さばき施設② | |
| 荷さばき施設③ | 午後11時30分～午前7時30分 |

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

遠賀広域都市計画道路事業 3・3・48-3号 芦屋・水巻・中間線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県北九州県土整備事務所 北九州市八幡西区則松3丁目7番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画公園事業 9・6・5001号及び9・6・8001号 筑後広域公園

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所 柳川市三橋町今古賀8番1号

福岡県八女県土整備事務所 八女市本村25番地

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年3月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|-------|------|-------|------|
| 位置 | 収容台数 | 位置 | 収容台数 |
| 第1駐車場 | 58台 | 第1駐車場 | 58台 |
| 第2駐車場 | 63台 | 第2駐車場 | 63台 |
| 第3駐車場 | 172台 | 第3駐車場 | 105台 |
| 第4駐車場 | 205台 | 第4駐車場 | 215台 |
| 第5駐車場 | 239台 | 第5駐車場 | 239台 |
| 合計 | 737台 | 合計 | 680台 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

うきは市吉井町富永字黒崎1744番1、1744番3から1744番5まで、1744番7、1744番8、1745番1、1745番3、1745番4、1745番6、1745番7、1746番1、1747番1、1747番2、1748番1から1748番8まで、1749番1から1749番5まで、1750番1から1750番4まで、1750番6、1750番7、1753番3、1756番5及び1756番7並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市田主丸町石垣1291-6

社会福祉法人ひじり会

理事長 鬼塚 俊一

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋上津熊店

(2) 所在地 行橋市上津熊字フジタ103番1 外8筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|----------------|-------------|------------------|
| 株式会社トライアルカンパニー | 代表取締役 永田 久男 | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | | 住所 |
|----------------|-------------|------------------|
| 株式会社トライアルカンパニー | 代表取締役 永田 久男 | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年12月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,870平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物南側 | 191 |
| 合計 | 191 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物南側 | 54 |
| 合計 | 54 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-------------------|------------|
| 荷さばき施設 No. 1 建物西側 | 104 |
| 荷さばき施設 No. 2 建物西側 | 55 |
| 合計 | 159 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|-----------------------|------------|
| 廃棄物等保管庫施設 No. 1 建物内西側 | 23.47 |
| 廃棄物等保管庫施設 No. 2 建物内西側 | 18.06 |
| 合計 | 41.53 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位置 |
|-------|--------|
| 1箇所 | 建物敷地南側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市大分字長楽寺1323番6から1323番8まで及び1325番24から1325番26まで並びに字若林1487番7から1487番10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

飯塚市長 片峯 誠

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

北原建設株式会社

(2) 所在地

北九州市八幡西区藤原四丁目1番27号

(3) 代表者

代表取締役 北原 努

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成29年3月16日

4 処分の理由

北原建設株式会社は、平成29年2月24日午後2時に福岡地方裁判所小倉支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|------------------------------|------------------------------|-------|
| 県営高尾地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し | 平成29年3月31日から 平成29年4月28日まで | 飯塚市役所 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第四工区）田川郡糸田町川宮字川原1887番7、1887番13、1887番14の一部及び1887番15から1887番17まで、字下川原1889番1、1889番8、1889番20及び1895番4、字風体ノ前1896番5から1896番7まで並びに字ヒワダ1897番13、1897番14、1897番20、1897番21、1897番26及び1897番31

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字夏吉1336番2、1336番4の一部、1337番2、1339番6、1339番14、1341番1から1341番4まで、1341番7の一部、1341番9、1341番10、1341番11の一部、1341番12から1341番14まで、1342番2の一部、1352番2、1352番9及び1352番10並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県
 福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
 豊前市大字小石原53番1、53番4から53番10まで、98番1、98番7から98番10まで、418番7及び418番10から418番12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 豊前市大字吉木955
 豊前市
 豊前市長 後藤 元秀

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2級基準点測量 1点
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|---------|---------|
| | |

| | |
|--------------|------------------------------|
| 遠賀郡芦屋町大字山鹿地内 | 平成29年3月15日から 平成29年4月28日まで |
|--------------|------------------------------|

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量 泉ヶ浦南2号公園基準点測量業務委託
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|----------|------------------------------|
| 北九州市八幡西区 | 平成29年3月13日から 平成29年3月31日まで |

公告

福岡県が発注する漁業調査取締船建造について、次のとおり一般競争入札に付します。
 一般競争入札の実施（平成29年3月3日福岡県公報第3872号公告）は、記載内容に誤りがあったため、取り消します。

なお、同公告により提出された書類は、本公告により提出された書類とみなしますので、再度の提出は不要です。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 製造物品名及び数量
福岡県漁業調査取締船「げんかい」代船 1隻
- 2 製造仕様書
入札説明書による。

- 3 工期
平成29年6月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成30年3月16日（金曜日）まで
- 4 納入先
福岡県水産海洋技術センター
- 5 納入場所
福岡市中央区長浜三丁目 博多漁港内 係留地
- 6 発注方式
(1) 本建造は、当該漁業調査取締船建造に係る平成29年度予算が成立し、予算事務手続が整った場合についてのみ、入札書の開札以降の手続を行うことを条件とする。
(2) 本建造の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 入札手続に関すること
郵便番号819-0165 福岡市西区今津1141-1
福岡県水産海洋技術センター企画管理部 総務課
電話番号 092-806-0854
(2) 工事に関すること
郵便番号819-0165 福岡市西区今津1141-1
福岡県水産海洋技術センター 研究部 資源環境課
電話番号 092-806-0876
- 8 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（福岡県競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）。
- 9 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。）

平成29年4月10日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 平成19年度以降に、官公庁が発注した漁業取締船又は調査船のうち総トン数60トン以上の軽合金製高速艇型を受注し、国内の造船所で建造した実績を有する者。
- (2) 当該船の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者。
- (3) この製造に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある造船業者でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。
- (6) 8の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目06-03（車輛・船舶業種）で「AA」の等級に格付けされている者。

10 入札説明書の交付

- (1) 期間
平成29年3月31日（金曜日）から同年4月10日（月曜日）までの毎日、（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後4時30分まで
- (2) 場所
7の(1)の部局とする。
なお、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードして入手することも可能である。

11 契約条項を示す場所

7の(1)の部局とする。

12 仕様等に関する質問

仕様等に関する質問は、書面にて7の(1)の部局へ持参又は郵送して行うものとする

。質問に対する回答は福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載する。

(1) 受付期間

平成29年3月31日（金曜日）から同年4月7日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

(2) ホームページ掲載期間

原則として質問の書面を受領した日の翌日から起算して、5日を経過する日から平成29年4月14日（金曜日）午後4時30分まで

13 入札参加申込み確認票の提出

(1) 提出期間

平成29年3月31日（金曜日）から同年4月10日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 提出場所

7の(1)の部局とする。

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札参加の確認結果は後日通知する。

提出した確認票等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

14 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

7の(1)の部局とする。

(2) 受領期限

平成29年4月14日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

15 建造費内訳書の提示

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した建造費内訳書を提示し、落札

決定後、落札者は、当該建造費内訳書を提出すること。

なお、入札に際し、建造費内訳書を提示しない者は、入札に参加できない。

16 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成29年4月17日（月曜日）午後1時30分

(2) 場所

郵便番号819-0165 福岡市西区今津1141-1
福岡県水産海洋技術センター研究部 中会議室

17 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。再入札に付しても落札者のないときは地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格を入札した者と随意契約を行う。

18 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の108を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

ウ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

19 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、17により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が18の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

20 最低制限価格の有無

無

21 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その価格が予定価格算出の基礎となった直接の製造費又はこれに相当する額に満たないときは、調査のうえ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする場合もある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該

入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

22 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「大根川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置く。

平成29年3月31日

福岡県知事 小川 洋

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成29年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,675

福岡県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求

、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成29年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,214

福岡県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成29年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| 選挙区名 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 |
|----------|--------------------|
| 北九州市門司区 | 28,798 |
| 北九州市小倉北区 | 50,561 |
| 北九州市小倉南区 | 58,948 |
| 北九州市若松区 | 23,401 |
| 北九州市八幡東区 | 19,594 |
| 北九州市八幡西区 | 71,106 |
| 北九州市戸畑区 | 16,625 |
| 福岡市東区 | 81,274 |
| 福岡市博多区 | 62,352 |
| 福岡市中央区 | 51,765 |
| 福岡市南区 | 70,181 |
| 福岡市城南区 | 34,102 |
| 福岡市早良区 | 58,545 |

| | |
|---------|--------|
| 福岡市西区 | 55,043 |
| 大牟田市 | 33,716 |
| 久留米市 | 83,835 |
| 直方市 | 15,986 |
| 飯塚市・嘉穂郡 | 40,046 |
| 田川市 | 13,648 |
| 柳川市 | 19,106 |
| 八女市・八女郡 | 23,978 |
| 筑後市 | 13,367 |
| 大川市・三潞郡 | 14,023 |
| 行橋市 | 20,161 |
| 中間市 | 12,290 |
| 小郡市・三井郡 | 20,392 |
| 筑紫野市 | 28,158 |
| 春日市 | 30,233 |
| 大野城市 | 26,896 |
| 宗像市 | 26,793 |
| 太宰府市 | 19,656 |
| 古賀市 | 16,014 |
| 福津市 | 16,882 |
| うきは市 | 8,561 |
| 宮若市・鞍手郡 | 15,042 |
| 嘉麻市 | 11,321 |
| 朝倉市・朝倉郡 | 24,213 |
| みやま市 | 11,038 |
| 糸島市 | 27,657 |
| 筑紫郡 | 13,359 |
| 糟屋郡 | 60,591 |
| 遠賀郡 | 26,523 |
| 田川郡 | 22,850 |
| 京都郡 | 15,767 |
| 築上郡・豊前市 | 16,855 |

公安委員会

福岡県公安委員会規則第5号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第3条の2」に改める。

第2章中第4条の前に次の1条を加える。

（信号機等による交通規制の効力）

第3条の2 法第4条第1項前段に規定する交通規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始した時に、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置した時に発生するものとする。

2 前項の交通規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止した時に、道路標識等にあってはこれを撤去した時に消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に第1項の交通規制の効力を停止する場合は、信号機にあってはその作動を停止し、道路標識等にあってはこれを撤去し、又は被覆して行うものとする。

第4条第1項第1号中「道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）」を「道路標識等」に改める。

別表第1 県道の部黒川白野江東本町線の項の次に次のように加える。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 柄杓田大里線 | 北九州市門司区大字柄杓田558番8から同区大字柄杓田824番1地先まで |
|--------|-------------------------------------|

別表第1 県道の部福岡直方線の項中「多の津3丁目1559番1」を「松島3丁目1区1番」に改め、同部福岡東環状線の項中

| | |
|---------------------------------------|---|
| 福岡市博多区浦田2丁目211番21地先から同区月隈5丁目518番1地先まで | を |
|---------------------------------------|---|

| |
|---------------------------------------|
| 福岡市博多区浦田2丁目211番21地先から同区月隈5丁目518番1地先まで |
| 福岡市博多区月隈3丁目823番2地先から同区西月隈3丁目45番地先まで |

に改め、同部筑紫野古賀線の項の次に

次のように加える。

| | |
|--------|---|
| 福岡太宰府線 | 福岡市東区筥松新町1111番5地先から同区二又瀬14番18地先まで |
| | 糟屋郡粕屋町大字仲原2695番2先から同郡志免町志免中央1丁目622番1先まで |

別表第1 県道の部博多港線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 福岡空港線 | 福岡市博多区大字下白井766番1地先から同区月隈3丁目823番2地先まで |
|-------|--------------------------------------|

別表第1 県道の部福岡志摩前原線の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 福岡早良大野城線 | 福岡市西区周船寺1丁目504番12地先から同区大字千里305番10地先まで |
|----------|---------------------------------------|

別表第1 県道の部中

| | | |
|-------|------------------------------------|---|
| 都地姪浜線 | 福岡市西区大字拾六町50番1地先から同区小戸4丁目1631番地先まで | を |
|-------|------------------------------------|---|

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 都地姪浜線 | 福岡市西区橋本2丁目763番1地先から同区福重4丁目396番1地先まで |
| | 福岡市西区大字拾六町50番1地先から同区小戸4丁目1631番地先まで |
| 周船寺有田線 | 福岡市西区橋本1丁目1092番3地先から同区橋本2丁目763番1地先まで |
| 内野次郎丸弥生線 | 福岡市早良区次郎丸3丁目566番3地先から同区有田4丁目659番1地先まで |

に改め、同部手鎌三

池線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 勝立三川線 | 大牟田市船津町441番1先から同市三里町2丁目8番1先まで |
| 一部三川線 | 大牟田市八江町42番先から同市汐屋町6番1先まで |

別表第1 県道の部中

| | |
|-------|-------------------------------|
| 田川直方線 | 田川市大字楠55番1先から直方市大字頓野3814番1先まで |
|-------|-------------------------------|

を

| | |
|--------|---------------------------------|
| 田川直方線 | 田川市大字伊田3444番2先から同市大字伊田4342番5先まで |
| | 田川市大字楠55番1先から直方市大字頓野3814番1先まで |
| 今任原伊田線 | 田川市大字伊田3501番3先から同市大字伊田3448番4先まで |

に改め、同部瀬高

久留米線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|--------------------------------|
| 八女瀬高線 | 筑後市大字長浜1540番1先から同市大字新溝307番6先まで |
|-------|--------------------------------|

別表第1 県道の部玄海田島福岡線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|----------------------------|
| 内殿手光線 | 福津市津丸735番4先から同市手光1736番7先まで |
|-------|----------------------------|

別表第1 県道の部室木下有木若宮線の項中「芹田344番20」を「四郎丸623番38」に改め、同部中福岡太宰府線の項を削り、久留米筑紫野線の項の次に次のように加える。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 久留米柳川線 | 三潁郡大木町大字八町牟田177番1先から柳川市三橋町柳河590番3先まで |
|--------|--------------------------------------|

別表第1 市道の部吉志新門司1号線の項中「大字吉志1996番68」を「新門司3丁目22番」に改め、同部新門司1号線の項の次に次のように加える。

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 新門司8号線 | 北九州市門司区新門司3丁目22番地先から同区新門司3丁目67番50地先まで |
|--------|---------------------------------------|

別表第1 市道の部猿喰92号線の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|---|
| 新門司12号線 | 北九州市門司区新門司3丁目67番50地先から同区新門司3丁目67番46地先まで |
|---------|---|

別表第1 市道の部西港町1号線の項を次のように改める。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 西港町1号線 | 北九州市小倉北区西港町30番22地先から同区西港町121番1地先まで |
|--------|------------------------------------|

別表第1 市道の部青葉中央通り線の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 鉄砲町・新橋線 | 田川市大字伊田4487番1地先から同市大字伊田3501番3地先まで |
|---------|-----------------------------------|

別表第1 市道の部筑紫・原田線の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|-------------------------|
| 浜・大塚線 | 古賀市鹿部400番1から同市鹿部424番まで |
| 京田・馬渡線 | 古賀市古賀116番5から同市古賀137番3まで |
| 工業団地1号線 | 古賀市古賀137番3から同市鹿部424番まで |

別表第1 市道の部有木団地4号線の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第6号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 警察本部

| | |
|------|--------|
| 警察官 | 3,885人 |
| 一般職員 | 582人 |
- (2) 警察署

警察官 7,230人

一般職員 323人

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第91号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、平成29年2月2日から同年3月3日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成29年福岡県公安委員会規則第4号）

2 平成29年3月31日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp> /）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第105号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成29年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

| 氏名 | 連絡先 | 活動区域 |
|---------|--------------------------------|------------|
| 甲 斐 幸 夫 | 092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係） | 中央警察署の管轄区域 |
| 内 林 美恵子 | | |
| 佐 藤 隆 昭 | | |
| 井 上 道 人 | | |
| 福 田 眞 也 | | |
| 後 藤 和 範 | | |
| 半 田 佐由里 | | |
| 堀 内 理恵子 | | |
| 野 上 幸 司 | | |
| 石 村 伸 男 | | |
| 中 村 康 三 | 092 - 412 - 0110 博多警察署（少年係） | 博多警察署の管轄区域 |
| 貞 閑 秀 男 | | |
| 満 生 博 文 | | |
| 井 上 耕 治 | | |
| 福 島 真 祐 | | |
| 松 村 秀 豊 | | |
| 片 岡 良 二 | | |
| 藤 井 勝 | | |
| 迫 野 讓 二 | | |
| 長 隆 行 | | |
| 井 手 英 一 | | |
| 早 川 哲 也 | | |
| 大 崎 昭 彦 | | |
| 萩 尾 武 士 | | |
| 松 田 伸 一 | | |
| 松 尾 隆 憲 | | |
| 吉 村 雄 二 | | |
| 後 藤 武 司 | | |
| 緒 方 健 二 | 092 - 847 - 0110 早良警察署（少年係） | 早良警察署の管轄区域 |
| 柳 田 豊 | | |
| 吉 岡 慶 祐 | | |
| 富 山 孝 昭 | 092 - 805 - 6110 西警察署（少年係） | 西警察署の管轄区域 |
| 湯 浅 尊 臣 | | |
| 上 村 経 裕 | | |

| | | |
|-------|----------------------------------|-------------|
| 有留美樹 | 092 - 542 - 0110 南警察署 (少年係) | 南警察署の管轄区域 |
| 重松悦子 | | |
| 鶴田満徳 | | |
| 堀江伸子 | | |
| 矢野幸子 | | |
| 羽賀美賀 | | |
| 平木幸子 | | |
| 上野晃人 | | |
| 大嶋俊平 | 0940 - 36 - 0110 宗像警察署 (少年係) | 宗像警察署の管轄区域 |
| 高田晃 | 0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係) | 朝倉警察署の管轄区域 |
| 村岡隆裕 | | |
| 中原茂利 | 092 - 580 - 0110 春日警察署 (少年係) | 春日警察署の管轄区域 |
| 結城満義 | | |
| 平野健蔵 | | |
| 三原啓資 | | |
| 西村豊 | | |
| 有働道子 | 092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係) | 筑紫野警察署の管轄区域 |
| 岡部繁次 | | |
| 森實二夫 | 092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係) | 粕屋警察署の管轄区域 |
| 濱小路兼生 | 092 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係) | 若松警察署の管轄区域 |
| 山下康子 | | |
| 仲山チエ子 | | |
| 原庄治 | 093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係) | 戸畑警察署の管轄区域 |
| 菊池茂樹 | | |
| 廣木美 | | |
| 安田壽廣 | | |
| 吉田薫 | 093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係) | 折尾警察署の管轄区域 |
| 二村勉 | | |
| 小川順一 | | |

| | | |
|-------|----------------------------------|-------------|
| 児玉弘昭 | 093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係) | 八幡東警察署の管轄区域 |
| 宮地久男 | | |
| 石井政春 | | |
| 田中慎一 | | |
| 高石福男 | | |
| 吉野裕晴 | 093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係) | 小倉北警察署の管轄区域 |
| 新井義則 | | |
| 永尾元彦 | | |
| 角園茂 | | |
| 山下邦弘 | | |
| 若林桂次 | | |
| 村田忠照 | | |
| 木下正樹 | | |
| 池田勇 | | |
| 大森美世子 | | |
| 松永忠義 | 093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係) | 門司警察署の管轄区域 |
| 安井伊津雄 | | |
| 丸山智明 | | |
| 宇原壽 | | |
| 門田正信 | | |
| 杉元忍 | 093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係) | 小倉南警察署の管轄区域 |
| 山田耕治 | | |
| 和智岡子 | | |
| 矢野了 | | |
| 濱田俊史 | | |
| 長畑敏行 | | |
| 向井浩義 | 093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係) | 小倉南警察署の管轄区域 |
| 吉田美佐夫 | | |

| | | |
|------|----------------------------------|-------------|
| 八尋美穂 | 093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係) | 八幡西警察署の管轄区域 |
| 長田紀俊 | | |
| 野口亀人 | | |
| 江本満 | 0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係) | 行橋警察署の管轄区域 |
| 三宅昭 | | |
| 増田和政 | | |
| 谷中浩二 | 0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係) | 直方警察署の管轄区域 |
| 藤島茂治 | | |
| 松尾健一 | | |
| 前川信行 | | |
| 尾崎龍司 | 0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係) | 飯塚警察署の管轄区域 |
| 児玉光孝 | | |
| 中野勝哉 | 0948 - 57 - 0110 嘉麻警察署 (少年係) | 嘉麻警察署の管轄区域 |
| 梶原賢一 | | |
| 入松清 | 0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係) | 田川警察署の管轄区域 |
| 田丸米藏 | | |
| 徳野康博 | | |
| 池田昇 | | |
| 元永正次 | | |
| 石原尚典 | | |
| 角正司 | 0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係) | 久留米警察署の管轄区域 |
| 八尋義文 | | |
| 服部昌子 | | |
| 田中幹雄 | | |
| 大谷哲也 | | |
| 熊丸雅裕 | | |
| 前岡義人 | | |
| 野瀬利宗 | | |

| | | |
|------|----------------------------------|-------------|
| 鶴繁樹 | 0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係) | 八女警察署の管轄区域 |
| 高鍋伸彦 | | |
| 山口龍二 | 0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係) | 柳川警察署の管轄区域 |
| 原田美治 | | |
| 木下一徳 | | |
| 坂梨博行 | | |
| 吉弘恵子 | 0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係) | 大牟田警察署の管轄区域 |
| 末藤勝士 | | |
| 木下幹雄 | | |
| 藤原優子 | | |
| 田中一枝 | | |
| 斉藤敏博 | | |

福岡県公安委員会告示第93号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 2 講習の種別、期日、時間及び場所
(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-------------------------------|---|---------------------------------|
| 平成29年5月18日(木)から同年5月26日(金)までの間 | 午前9時30分から午後5時30分まで(3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。) | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-------------------------------|---|---------------------------------|
| 平成29年5月23日(火)から同年5月26日(金)までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。) | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という

。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成29年4月17日(月)から同年4月19日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(1)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育セン

ター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第94号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 平成29年7月4日（火） | 午前9時00分から 午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 平成29年7月5日（水） | 午前9時00分から 午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 受付期間
- 平成29年5月29日(月)から同年5月31日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)
- (2) 受検申請手続期間
- 事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)
- (3) 受検申請手続場所
- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日間)内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第98号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年5月31日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|--|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第99号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

| 日 時 | 場 所 | 開催警察署 |
|----------------------------------|---------------------------------|--------|
| 平成29年5月11日(木) 午後1時30分～午後4時30分 | 北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室 | 折尾警察署 |
| 平成29年5月16日(火) 午後1時30分～午後4時30分 | 田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警部交番 会議室 | 田川警察署 |
| 平成29年5月17日(水) 午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室 | 早良警察署 |
| 平成29年5月23日(火) 午後1時30分～午後4時30分 | 久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室 | 久留米警察署 |

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第100号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 平成29年6月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 各日18名 |
| 平成29年6月8日(木) 午前9時00分～午後5時00分 | | | |
| 平成29年6月15日(木) 午前9時00分～午後5時00分 | | | |

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------|--------|
| 平成29年6月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口径ライフル射撃 | 15名 |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第101号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成29年3月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等**(1) 講習会の日時**

平成29年5月3日（水）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|--------------------------------|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法 |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト

「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。

- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報**新・福岡県立美術館基本構想検討委員会公告**

新・福岡県立美術館基本構想検討委員会中間報告に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第8条の規定により、提出された意見の要旨及び教育委員会への報告について次のとおり公表します。

平成29年3月31日

新・福岡県立美術館基本構想検討委員会会長 建畠 哲

1 提出された意見の要旨

平成28年11月29日から12月12日までの間に、56人の県民の方々から、延べ130件の意見をいただきました。

主に、新しい美術館実現への期待や早期の着工を求めるもの、収蔵作品の充実や魅力的な展覧会の開催、十分な広さを持つ展示室や利便性の高い施設などの施設設備の充実、専門性を持つ人員の十分な確保などの意見や要望がありました。

2 報告の名称

新・福岡県立美術館基本構想検討委員会報告

3 報告の要旨**1 新・福岡県立美術館の開設に向けた背景**

- 1 現・福岡県立美術館の概要
- 2 美術や美術館をめぐる近年の状況
- 3 福岡県立美術館が果たしている基本的役割とこれから求められる新たな役割
- 4 現・福岡県立美術館の現状と課題

2 新・福岡県立美術館の目指すもの

- 1 新・福岡県立美術館のコンセプト
- 2 新・福岡県立美術館の使命と活動
- 3 新・福岡県立美術館のプレゼンスの確立のために

3 新・福岡県立美術館の整備方針（施設と運営）

3. 1 施設

3. 2 運営等

4 報告の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 福岡県教育委員会のホームページ「社会教育・文化」

（福岡県のホームページ内）（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/5/41/189/>）

*意見の要旨及び報告の詳細については、上記ホームページをご覧ください。

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2220回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2220回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成29年4月1日から
平成29年4月11日まで

6 抽 せ ん 日 平成29年4月13日

7 当せん金支払開始日 平成29年4月18日

8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当 せ ん 金 額 | 当 せ ん の 数 |
|---------|-------------|-----------|
| 1 等 | 10,000,000円 | 1本 |
| 前 後 賞 | 2,500,000円 | 2本 |
| 組 違 い 賞 | 100,000円 | 29本 |
| 2 等 | 500,000円 | 9本 |
| 3 等 | 150,000円 | 60本 |
| 4 等 | 25,000円 | 900本 |
| 5 等 | 5,000円 | 9,000本 |
| 6 等 | 100円 | 300,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証券は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2221回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2221回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年4月1日から
平成29年4月18日まで
- 6 抽せん日 平成29年4月20日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年4月25日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|------|-------------|----------|
| 1等 | 60,000,000円 | 1本 |
| 前後賞 | 10,000,000円 | 2本 |
| 組違い賞 | 100,000円 | 34本 |
| 2等 | 250,000円 | 140本 |
| 3等 | 50,000円 | 1,050本 |
| 4等 | 200円 | 350,000本 |
| 春爛漫賞 | 10,000円 | 7,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2222回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2222回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年4月12日から
平成29年4月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年4月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|----|------------|----------|
| 1等 | 1,000,000円 | 30本 |
| 2等 | 100,000円 | 60本 |
| 3等 | 50,000円 | 120本 |
| 4等 | 10,000円 | 15,000本 |
| 5等 | 1,000円 | 18,000本 |
| 6等 | 200円 | 300,000本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2223回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2223回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成29年4月19日から
平成29年5月2日まで
- 6 抽せん日 平成29年5月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年5月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|------|-------------|----------|
| 1 等 | 10,000,000円 | 1本 |
| 前後賞 | 2,500,000円 | 2本 |
| 組違い賞 | 100,000円 | 19本 |
| 2 等 | 250,000円 | 40本 |
| 3 等 | 25,000円 | 800本 |
| 4 等 | 10,000円 | 2,000本 |
| 5 等 | 100円 | 200,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2224回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2224回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年4月26日から
平成29年5月9日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年4月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|----------|----------|
| 1 等 | 300,000円 | 180本 |
| 2 等 | 50,000円 | 500本 |
| 3 等 | 10,000円 | 1,500本 |
| 4 等 | 3,000円 | 18,000本 |
| 5 等 | 1,000円 | 25,000本 |
| 6 等 | 200円 | 250,000本 |

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2225回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2225回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年5月10日から
平成29年5月23日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年5月10日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|------------|----------|
| 1 等 | 1,000,000円 | 25本 |
| 2 等 | 100,000円 | 50本 |
| 3 等 | 50,000円 | 100本 |
| 4 等 | 10,000円 | 9,000本 |
| 5 等 | 1,000円 | 50,000本 |
| 6 等 | 200円 | 250,000本 |

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2226回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2226回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年5月24日から
平成29年6月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年5月24日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|----------|--------|
| 1 等 | 500,000円 | 25本 |
| 2 等 | 100,000円 | 100本 |
| 3 等 | 50,000円 | 1,000本 |
| 4 等 | 10,000円 | 5,000本 |

| | | | |
|---|---|--------|----------|
| 5 | 等 | 1,000円 | 50,000本 |
| 6 | 等 | 200円 | 250,000本 |

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2227回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2227回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成29年6月3日から
平成29年6月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成29年6月22日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年6月27日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| | | | |
|---|---|-----------|-----------|
| 等 | 級 | 当 せ ん 金 額 | 当 せ ん の 数 |
|---|---|-----------|-----------|

| | | | |
|---|---|------------|----------|
| 1 | 等 | 7,770,000円 | 1本 |
| 2 | 等 | 100,000円 | 90本 |
| 3 | 等 | 70,000円 | 600本 |
| 4 | 等 | 7,000円 | 6,000本 |
| 5 | 等 | 100円 | 300,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2228回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2228回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成29年6月21日から
平成29年7月4日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成29年7月6日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年7月11日

8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|--------|-------------|----------|
| 1 等 | 40,000,000円 | 1本 |
| 前後賞 | 10,000,000円 | 2本 |
| 組違い賞 | 100,000円 | 29本 |
| 2 等 | 250,000円 | 120本 |
| 3 等 | 10,000円 | 3,000本 |
| 4 等 | 2,000円 | 30,000本 |
| 5 等 | 200円 | 300,000本 |
| 幸運の女神賞 | 25,000円 | 1,200本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2229回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2229回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組

4 証 票 金 額 1枚 100円

5 発 売 期 間 平成29年6月28日から
平成29年7月11日まで

6 抽 せ ん 日 平成29年7月13日

7 当せん金支払開始日 平成29年7月18日

8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|------|-------------|----------|
| 1 等 | 10,000,000円 | 1本 |
| 前後賞 | 2,500,000円 | 2本 |
| 組違い賞 | 100,000円 | 19本 |
| 2 等 | 250,000円 | 40本 |
| 3 等 | 20,000円 | 1,000本 |
| 4 等 | 5,000円 | 4,000本 |
| 5 等 | 100円 | 200,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2230回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2230回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年6月28日から
平成29年7月11日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年6月28日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|----|------------|----------|
| 1等 | 1,000,000円 | 30本 |
| 2等 | 100,000円 | 180本 |
| 3等 | 50,000円 | 600本 |
| 4等 | 10,000円 | 7,200本 |
| 5等 | 2,000円 | 30,000本 |
| 6等 | 200円 | 300,000本 |

- 8 注意事項
 - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2231回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2231回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年7月12日から
平成29年7月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年7月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|----|----------|----------|
| 1等 | 300,000円 | 50本 |
| 2等 | 50,000円 | 150本 |
| 3等 | 10,000円 | 1,500本 |
| 4等 | 3,000円 | 20,000本 |
| 5等 | 1,000円 | 75,000本 |
| 6等 | 200円 | 250,000本 |

- 8 注意事項
 - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2232回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2232回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年7月26日から
平成29年8月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年7月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|----|------------|----------|
| 1等 | 1,000,000円 | 25本 |
| 2等 | 100,000円 | 250本 |
| 3等 | 10,000円 | 2,000本 |
| 4等 | 3,000円 | 17,500本 |
| 5等 | 1,000円 | 50,000本 |
| 6等 | 200円 | 250,000本 |

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2233回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2233回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年8月11日から
平成29年8月29日まで
- 6 抽せん日 平成29年8月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年9月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|--------|-------------|----------|
| 1等 | 60,000,000円 | 1本 |
| 前後賞 | 10,000,000円 | 2本 |
| 組違い賞 | 100,000円 | 34本 |
| 2等 | 500,000円 | 70本 |
| 3等 | 30,000円 | 1,750本 |
| 4等 | 200円 | 350,000本 |
| 夏きらきら賞 | 10,000円 | 7,000本 |

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2234回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2234回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成29年8月23日から
平成29年9月5日まで
- 6 抽せん日 平成29年9月7日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年9月12日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|------|-------------|----------|
| 1 等 | 10,000,000円 | 1本 |
| 前後賞 | 2,500,000円 | 2本 |
| 組違い賞 | 100,000円 | 29本 |
| 2 等 | 250,000円 | 60本 |
| 3 等 | 25,000円 | 1,200本 |
| 4 等 | 6,000円 | 6,000本 |
| 5 等 | 100円 | 300,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2235回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2235回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年9月6日から
平成29年9月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年9月6日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|------------|--------|
| 1 等 | 1,000,000円 | 30本 |
| 2 等 | 100,000円 | 240本 |
| 3 等 | 50,000円 | 600本 |
| 4 等 | 10,000円 | 6,000本 |

| | | | |
|---|---|--------|----------|
| 5 | 等 | 1,000円 | 60,000本 |
| 6 | 等 | 200円 | 300,000本 |

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2236回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2236回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成29年9月13日から
平成29年9月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成29年9月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年10月3日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| | | | |
|---|---|-----------|-----------|
| 等 | 級 | 当 せ ん 金 額 | 当 せ ん の 数 |
|---|---|-----------|-----------|

| | | | |
|---|---|------------|----------|
| 1 | 等 | 7,770,000円 | 1本 |
| 2 | 等 | 300,000円 | 120本 |
| 3 | 等 | 70,000円 | 400本 |
| 4 | 等 | 5,000円 | 4,000本 |
| 5 | 等 | 1,000円 | 40,000本 |
| 6 | 等 | 100円 | 400,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2237回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2237回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成29年9月20日から
平成29年10月3日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年9月20日

7 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-----|----------|----------|
| 1 等 | 300,000円 | 150本 |
| 2 等 | 50,000円 | 500本 |
| 3 等 | 10,000円 | 2,500本 |
| 4 等 | 3,000円 | 10,000本 |
| 5 等 | 1,000円 | 50,000本 |
| 6 等 | 200円 | 250,000本 |

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2238回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2238回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成29年9月27日から

平成29年10月10日まで

- 6 抽 せ ん 日 平成29年10月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年10月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

| 等 級 | 当せん金額 | 当せんの数 |
|-------------|-------------|----------|
| 1 等 | 50,000,000円 | 1本 |
| 前 後 賞 | 10,000,000円 | 2本 |
| 組 違 い 賞 | 100,000円 | 29本 |
| 2 等 | 250,000円 | 180本 |
| 3 等 | 200円 | 300,000本 |
| 中 秋 の 名 月 賞 | 5,000円 | 18,000本 |

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、平成29年2月21日から平成29年3月7日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成29年3月15日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

平成29年3月31日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

福岡県環境審議会公告

瀬戸内海に係る総量削減計画について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、平成29年2月21日

から平成29年3月7日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成29年3月15日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

平成29年3月31日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士資格取得特例等による筆記試験及び実技試験の全部を免除する者の受験申請の受付について公示します。

平成29年3月31日

一般社団法人全国保育士養成協議会
会長 山崎 美貴子

1 申請対象者

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第2項に基づく筆記試験及び実技試験の全部の免除を受けようとする者

2 申請書受付期間

平成29年4月17日（月）～28日（金）

※当日消印有効

3 受験申請手数料

2,650円（内訳:受験手数料2,400円+受験申請の手引き郵送料250円）

4 受験申請書の請求方法

受験申請書は「平成29年保育士試験受験申請の手引き（4月用）」に同封されています。同手引きについては、「郵送」にて保育士試験事務センターに請求してください。（請求先は「7 お問合せ先」をご覧ください。）

受験申請の手引き請求受付開始日 平成29年4月1日（土）

5 合格通知書の送付

送付期間：平成29年6月23日（金）～平成29年7月2日（日）

6 保育士登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080

[URL] <http://www.hoikushi.jp>

7 お問合せ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル 0120-4194-82

代表電話 03-3590-5561

[URL] <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

[FAX] 03-3590-5593

[e-mail] shiken@hoyokyo.or.jp

正 誤

| 発行年月日 | 公報番号 | 種類 | 同上番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備考 | 正 | | 誤 | |
|---------|------|----|------|-----|---|---|---|-----|--------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|-------------------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | | | |
| 20・1・11 | 2772 | 告示 | 41 | 2 | | ○ | | 表 中 | 7.4 ～ ○○○ 25.0 | | 7.4 ～ ●●● 20.0 | |
| 20・1・11 | 2772 | 告示 | 41 | 2 | | ○ | | 表 中 | 7.4 ～ ○○○ 25.0 | | 7.4 ～ ●●● 20.0 | |
| 20・1・11 | 2772 | 告示 | 41 | 2 | | ○ | | 表 中 | 7.5 ～ ○○○ 25.0 | | 7.5 ～ ●●● 14.0 | |
| 20・3・28 | 2803 | 告示 | 545 | 12 | ○ | | | 表 中 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで | 4.0 ～ 19.0 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町皿垣開50番先まで | 4.0 ～ 19.0 |
| 20・3・28 | 2803 | 告示 | 545 | 12 | ○ | | | 表 中 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで | 5.3 ～ 43.0 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町皿垣開50番先まで | 5.3 ～ 43.0 |
| 20・3・28 | 2803 | 告示 | 545 | 12 | ○ | | | 表 中 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで | 4.1 ～ 43.0 | 柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町皿垣開50番先まで | 4.0 ～ 42.0 |
| 20・3・28 | 2803 | 告示 | 545 | 12 | ○ | | | 表 中 | 柳川市大和町永田開177番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで | 14.0 ～ 32.0 | 柳川市大和町中島177番1先から 柳川市大和町皿垣開50番先まで | 14.0 ～ 32.0 |
| 21・3・30 | 2948 | 告示 | 616 | 46 | | ○ | | 表 中 | 7.4 ～ ○○○ 25.0 | | 7.4 ～ ●●● 20.0 | |
| | | | | | | | | | 7.5 ～ ○○○ 25.0 | | 7.5 ～ ●●● 14.0 | |
| | | | | | | | | | 7.4 ～ 20.0 | | 7.4 ～ 20.0 | |
| | | | | | | | | | 7.5 ～ ○○○ 25.0 | | 7.5 ～ ●●● 14.0 | |

| | | | | | | | | | | |
|---------|------|----|-----|----|---|--|--|----|-------------------------|-------------------------|
| 23・3・30 | 3236 | 告示 | 597 | 12 | ○ | | | 表中 | 7.4 ～ 20.0 | 7.4 ～ 20.0 |
| | | | | | | | | | 7.5 ～ ○○○ 25.0 | 7.5 ～ ●●● 14.0 |
| | | | | | | | | | 7.4 ～ 14.0 | 7.4 ～ 14.0 |
| | | | | | | | | | 7.5 ～ ○○○ 25.0 | 7.5 ～ ●●● 14.0 |